

翻訳

フィリップ・サニヤック著

「フランス革命における民事立法」(8)

フランス近代法研究会

第二節 親子関係

一 子をもうけること、それは、婚姻の本質的な機能である。

子を生むことは、両親と子とに、様々な義務と権利を生みだす。自然法は、これらの権利と義務とを、両親と子とに明らかにしている。しかし、親子間の相互の義務が、絶対的かつ明白なものに見えるのに対して、それぞれの権利は、習俗と考え方の状況に応じて、異なったもの、あるいは、相対立するものとしてさえ理解されることもある。そして、それこそが、旧制度下のフランスにおいて生み出されていたのである。

成文法地方においては、息子は、不確定期間、父の絶対的権力の下におかれていた。家父長權 (*patria potestas*) は、ユースチニアヌス法典におけるとほとんど同じ程度に、(息子の) 人格と財産に及んでいた。家父長權の下にある息子にと

つては、結婚していようと、子をもうけていようと、高位高官に就いていようと、親権解除がない限り、完全な自立はありえなかつた。息子自身の子さえもその監督下ではなく、父の権力の下に置かれた。息子は、いかなる理由にもとづくものであつても、有効に遺言も、賃借も、義務を負うこともできない。自身の労働によつて獲得したものでない限り、息子はいかなる財産をも所有することはない。その他の方法で息子が取得した財産については、その管理権と用益権を有するのには、父親である。相続にあたつて、不利益を被むるのは、父親である。相続にあたつて、不利益を被むるのではないか、あるいは、ある一定の場合には、完全に相続権を剥奪されるのではないか、という不安によつて、息子は、父親の思いのままにされ、決定的にその自由を奪われてしまう。

慣習法(地方)においては、反対に、「家父長權は行われ

てはいなかつた」。絶対的、かつ、無期限の権威は、断じて存在していなかつた。家庭内の権力は、父と母とに同時に属していた。母の優しさは、父の厳しさを和げていた。この権威は、子の要求により種々の慣習に従つて二〇歳もしくは二十五歳、または子を常に解放する婚姻をもつて終つていた。

父母は、子の財産に対する用益権さえも有していなかつた。このことは、父母の権威がそれ自身の利益のためにさえも存在していないことを物語つてゐる。この権威は、「一種の自然的後見」⁽¹⁾でしかないのである。人間的、真にキリスト教的なこの発想は、早い時期から、フランス人の本質的特徴である社交的性質を育もうとするイル＝ド＝フランスおよびローヌ河沿岸（以北）の地の風習と調和するものなのである。

成文法（地方）および慣習法（地方）に、第三の法制度がつけ加えられていった。（フランスの）諸王は、「父母に対する子の自然の畏敬は、臣民のその主権者に対する当然の服従の端緒となるものである」と考え、またその絶対的権力をローマ人の父権に基づいて理論的に構築しようとしたときには、家族法を王令により変容させ、国民の習俗と際立つた対照をなす嚴格な、専制的かつ苛酷な規範を全フランスに強制した。高

等法院は、それを殘忍な正確さをもつて適用した。

父母の矯正権は、強化された。品行が他の地域に比して、いつそう乱れる傾向にあるパリでは、とくにそうであった。「パリ市民」および市外の職人および貧しい住民」である父母は、二〇歳まで彼らの子を投獄させる権利を有していた。父母の申立てに基づいて、ビセートル⁽¹⁾またはサルペトリエール⁽²⁾に監禁するためには、おそらく一瞬の怒りにまかせて父または母を虐待したこと、放縟または怠惰であること、放蕩にふけること、あるいは、たんに放蕩にふける「明らかに危険な状態にある」ことで十分である。ビセートルまたはサルペトリエールでは、体力の許す限り「長時間、苛酷な労働に従事し」なければならなかつた。文字どおり、強制労働(galeries)のはしりであつた。父母は、広くいの権能を行使した。ある者たちは、父母の権威に従わないことを口実にして、再婚した子、三〇歳以上の男子、そして聖職者でさえも投獄するほど、濫用したのであった。そこで、高等法院は、家庭の権力を制限するためには合法的な限界内で干渉した。その不平不満からその子が受けることになる罰の残酷さにおびえて、父母は、子を許し、懲罰を免れさせようとしたときには、高

等法院は、その餌食を解き放すことを拒否した。父または母に向つてあえて手を振り上げた息子は、一〇年から二〇年の漕役刑、または無期の漕役刑にさえも処せられた。⁽⁶⁾

婚姻に対する父母の同意に関する王令を厳格に遵守させるために、歴代国王は、これを犯す者について過酷な刑罰の体系を定めた。父母の同意なくして、子が婚姻をすれば、それは婚姻は無効であるばかりでなく、その子は相続廃除、さらには誘拐による誘拐罪の擬制によつて、死刑にも処せられた。⁽⁷⁾

したがつて、乱脈な生活を送ること、あるいはその恐れがあること、父母に服従しないこと、特に父母の同意のない婚姻をすることが、また父母の意に反し、(当人同士が) 真の愛を貫こうとして、秩序ある社会に醜聞をもたらすこと、その後には必ず身分違いの婚姻という無秩序をもたらすこと、これらは、王権にとつては単なる軽罪どころか、かなりしばしば、拘禁刑、漕役刑、相続廃除および死刑に処すべき重罪とされた。さらに王権は、王の臣下であるパリ刑事代理官および大臣までが父母の申立てに応じ、いつでも(犯罪)予防のために関与し、ビセートルやサルペトリエールに、(子を)収監し、また司祭たちが、道徳的監視と子の矯正という名目

で、王権に協力したことも付け加えておこう。そうすれば、読者は、息子や娘たちに、いかなる重圧が加えられていたかを理解できるであろう。すべての組織的権力、王、高等法院、大臣、司祭、すなわち君主と教会が家庭内の権力に力を貸した。父母は、その面前では(だれもが) 戰慄するような司法官の職務を執行した。⁽⁸⁾

このように見てくるならば、一七八九年以前においては、成文法におけると王令におけるとを問わず、慣習および習俗の一般的な寛大さにもかかわらず、父母と子の関係を規定していたのはローマ法の精神であった。

この法制度は、一八世紀の習俗および考え方とは大きくかけはなれていた。この制度は、ダゲッソン、ブイエ高等法院部長評定官またはデュヴェリエ弁護士のような厳格な法律家を満足させ得ただけであった⁽¹⁰⁾。啓蒙思想家達には、それは打破すべき專制としか思えなかつた。その上、改革を行うのはたやすいことであつた。すなわち、人間味および寛大さにあふれた慣習による伝統が、王令が公布されたにもかかわらず、一部にはいまだに存続していたからである。また、慣習上の伝統をねじ曲げてしまつたすべてを破壊して全面的にこれを

立て直すだけで良かった。それこそが革命のなすべき仕事であった。

二 しかも、家族を国家から独立した、政治的団体のような、自由かつ平等の理念により支配される人的結合体とする。そうすれば、この結合体は、唯一のかつ特権を付与されたものとなる。なぜなら、この結合体は、唯一自然のものであり、かつ、まさにこれが革命家達の指導理念であった。

国家の家族に対する介入は、できるだけ最低限にとどめられるべきである。反対に、国家は、法律によつて、家族が必要とする完全な独立性を与えようと努めるものとする。

家族は、自己の事柄を自分自身で決定する一個の団体を形成することになる。

国家の裁判所、およびそれに関与している司法官、代訴士、弁護士などの、ひどく貪欲なこの軍團の代りに、当事者によつて仲裁人として選ばれた四人の最も近しい親族、友人、隣人から構成される家庭裁判所が、夫婦、子、近親者などの家族構成員間に生ずる紛争を解決するであろう。

すなわち、控訴審で、かつ、終審においてのみ判決を下す審務を負った国家の裁判所での裁判を回避し、紛争を解決す

るために、家族内に治安裁判所の一一種である勧解（conciliation⁽⁶⁾）を担当する裁判所が設置される。仲裁的な・迅速な、かつ費用をあまり要しない裁判によつて、この裁判所は、パリ市壁外の第三身分の願望にこたえて「家庭内の平穏と習俗の維持」とを保証するであろう。「」の裁判所は、話し合による解決（amicable compositions）によつて、様々な紛争や近親者間の憎悪といふ不幸を予防するであろう⁽¹²⁾。家族は、小さな共和国のようにならぬ争の原因を排除し、深刻な事態の場合と、控訴された場合とを除いて、自らの責任において公権力の介入なしに、平和の回復に常に心がけるであろう。

同様に、家族の本質的目的である子の監護に関するすべてのことについて、国家は、社会的要請が厳密に必要とする範囲においてのみ、その影響力を行使する。しかしながら、國家権力の限界は、可変的であり、かつ、慣例上のものであるから、この限界の確定は、当然に、議論を呼ぶにいたつた。国民公会における議論がまさにそれである。

ミンエル・ルペルティエとロベスピエールは、七歳または八歳の年齢に達した子を両親から引き離し、その家族から遠く離れた学校に集めて住まわせ、これらの柔軟な心をつかみ、

彼らを最も熱心な防衛者とする新しい思想を体得させるための共同訓練を彼らにやる」ことを、提案した。

それは、家族の愛情がより合理的になり、かゝれたより堅固になり始めたときに、それを打ち碎め、家族からその力、喜び、および魅力を奪うものであった。グレンガワール、レオナルド・ブルトンは、自然法および社会的利益の見地からも異議を唱えた。何故ならば、「祖国愛は、家庭の習慣にその根源を有する」からである。国民公会は、無償で義務教育を行なう初級の学校を設立したが、それは、スペルタ式の公教育を強制するものではなかった。独裁的かつ專制的な法律（が支配する）時期においても、家族という私的な領域で優位を占めたのは、自由であった。

それ故に、父母は、制約を受けずに彼らの本来の役割を果たすものである。家族は、国家によつて一度改革を受けたが、これまで限定された範囲内で國家の監督を受けるものとなつた。

本号の翻訳にあたつては、野田良之『トランスクレーベン』上巻（有斐閣、一九六〇年）、J.-P. Thibaut (瓜生洋一他訳)『トランスクレーベン年代記』（日本評論社、一九八九年）、Grand

Dictionnaire universel du XIX^e siècle, Paris, Petit Robert II SNL-le Robert 1980. *Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse*. を参照した。

＊＊＊ 訳文中（ ）を付したものは、訳者が適宜補ったものである。＊＊＊ 改行など原文必ずしも原文通りではござる。＊＊＊ 原文通りに改行せしもの必ずしも原文通りではござる。＊＊＊ 訳者が適宜行つたものである。

原註

(1) ハニエ『トランスクレーベン語彙第1巻』Fleury, *Institution au droit français*, t. I, p. 226 やール『トランスクレーベン語彙』Serres, *Institution au droit français*, p. 20. ＊＊＊ H 木内・トランスクレーベン法註第九卷 Pothier, *Commentaire de la Coutume d'Orléans*, t. IX, p. 26°

(2) 一長川元年 一四二一長正の法典 Isambert, XVI, p. 520°

(3) 丘今の他に、著説といひだす、『トランスクレーベン政治』と訳されねど Bossuet, *La Politique tirée de l'Ecriture sainte*, passim.

(4) 一長八四年四月二〇日 の規則 (Règlement du 20 avril 1684). Isambert, XIX, p. 442. (云々) 原書IIIOII法一・二・三・四)

(5) 一六九六年一〇月十七日 の規則 (一六九八年四月九日 のペリ高等法院判決 (Arrêt du Parlement de

Paris)° Archives nationales (圖書文書館。云々、Arch. nat. ～齋) AD₁₁, 29.

卷之三

子が断じて再婚をえしていなければ、父のみがそこ（ヴィルヌーヴ・ショール・グラボワの監獄 (prison de Villeneuve-sur-Gravois) に二十五歳まで彼の子を取離わせる」とおどやかる顔を、また、彼らの子が再婚し

ていた場合には、民事代理官 (lieutenant civil)。一四世紀からシャトレ裁判所の民事事件を裁判するために、ペ

リの市長 prévot によって指定された裁判官。警察総代 lieutenant général de police の職務（1667）や刑

事件をも担当していた)の許可を得なければ彼らの子を矯正という口実で囚人せしめることはできない旨を、

民事代理官は、適切であると判断すればより近い親類の何人かの意見を求める事ができる旨を、本院は命ず

る」。「父による矯正を口実の下に拘禁された三〇歳以上の男子また聖職者さえも監獄にいたのだから、しばらく

前から家庭の判断から子の安全を担保する年齢は、
て存在しなかつた」ことを理由の一つとする。

） メルラン「論集」（*Répertoire*）――〔卷の四〕――四三頁の「父権」を見よ。

）一五五六年、一五七九年（第四一条）および、一六三九年の王令または王示。〔本訳稿(5)原注(10)参照〕（以上原書三〇四頁1・2・3）

(8) 『パリ警察代理官、ダルジャンソンの報告』*Rapports*

—二折版。ハンク・ブレンジャー『封印状』(両世界評
du lieutenant de police d'Argenson. | 八九一年、パリ、

論> 第一一〇頁。Funck-Brentano, *Les lettres de cachet. Rev. des Deux Mondes*, 一八九〇年一〇月一五日
「法廷新聞」第六卷一號。Drouet, *Gazette des tribunaux*. 負債を負った未成年の息子を、シャーレン（裁判所）で無期限の禁治産宣告を受けた。回想録、特に父の面前で味わった恐怖をよみがえり、「彼の前に父の【墓の彼方からの回懸】 Chateaubriand, *Mémoire d'autre-tombe*. 参照。

マルクス、前掲書(6)四五頁。ベリ高等法院弁護士、デュヴェリエの演説は、一七八五年に、タグソナーの発言に依拠してなされた。アーヴィング『ブルワー』の慣習法前掲書。(以上、原書三〇四五頁～一・二・三)

一七九〇年八月一六日。デクター、第一〇章。アーヴィング『一七八八年から一八二四年までの法律、訴訟手続、カルムナンス、命令、ロゼイドナ命令集』(1824, Paris, 1824-1878, 第一卷) 一一七一頁。各当事者は、親族の中から一人の仲裁人を選任す。仲裁の裁量 decision arbitrale によって権利を侵害されたと考える当事者は、終審として裁判するダーベトリクト裁判所に控訴する。これがドモロ(同上) 一一一四頁。家庭裁判所(tribunal de famille)、家族会(assemblée de famille)、名前は、*Gazette des tribunaux*, t.II, pp. 200 et suiv. 同上議論参照。

史、参照。

(12) ハヤキ「一七八九年ペリエヌの選挙と陳情書」

Chassin, *Les Elections et les cahiers de Paris 1789, documents recueillis*, Paris, 1888-1889, 第四卷 四四六頁。

(13) 一七九三年七月一日、ローブル・メーヌト監

説められた「ハサス・ペーパーの犠牲」Ouvrage de Michel Lepelletier. *Moniteur*, XVII, 134 et suiv. 七月

ドーニュ演説 Discours de Grégoire, *id.*, XVII, 358. 22

Octobre 1793. 國民公祭は、トヌム (L. Bourdon)

法律案を議決した。*id.*, XVIII, 173. ベルテイは、五歳

の年齢に達した子を親から離れておこなうことを提案した。無

償、かく、義務教育のみを定めた共和国一年霜月二十九日

のトゥルーズ、六歳以上八歳までは定めた。(記者注) Sagnac 原文は fixe six à huit ans トゥン本文第11節第八

禁だ。Les enfants ne seront point admis dans les écoles

avant l'âge de six ans accomplis ; ils y seront envoyés

avant celui de huit. (欄六歳以下のは就学でない。)

八歳以前に入浴する (トゥン) (丘上、原書110六頁
1・21・2)

(14) タンヘルの癡惱 *Moniteur*, XVII, p. 360.

(15) 共和暦二年霜月二十九日 オルセー (一七九三年一月

十九日) J. B. Duvergier, op. cit., (Paris, 1824-1878), t. VI, p. 428. (丘上、原書110十一頁→ 8)

註注

トマス・ホリヤウト著「トマス革命における民事立法」(8)

① ジャームズ・Winchester 同教であるジャム・ラ

ウ・ポントワーズ (Jean de Pontoise) とも、11月

五年に建てられた城の名である。その名はWinchestre

に変わり、その後、Bicêtre となつた。1500年に

シャン・ムカ・ブロー (Jean de Berry) の隕は、それを

資をつくした邸宅にしたが、1411年に荒された後、

1411年にルイ一世により取り壊された。国王は、

1444年にその場所に傷痍軍人のための施設を建てた。

その施設は、アンベリッドの建設の後、放浪者、精神異

常者、そしてプレストンの徒刑場への移送間

近の徒刑囚のための監獄に変えられた。今日では、ジャ

ートルは病院になつてゐる。

② オピタルの名に戦慄したショベリエ・デ・グリューは、

そこに収監されたマノンを思い浮べることが言ふべから

れる苦痛であったといふ。不名誉である以上はむのよう

な待遇を受けているかと思えば、いかなる犠牲を払つて

も助けださうと決意し、彼女の付添人にルイ金貨を握ら

せること一度は、マノンを救ひだすことができた。し

かし二度目に逮捕された時、彼女は多数の浮浪者とともに

ミシシッピへ送られることが命じられ、再びオピタ

ルへ送り込まれることになる。そしてル・アーブルへ移

送の折、彼女の強奪をはかるが、失敗してしまふ。

アーヴ・ブランヴァーの小説「マノン・ルブロワ」で書か

れているオピタルすなわちサルバトリュールである。

老女教養院またはラ・サルベトリュールは、一六四八年の条例で、身持の悪い女、好ましからぬ女性を収容

するために、ブチ・アルスナルの川向うにその場所が定められた。一六五六年の王示で、この施設を病院としても使用することが決められ、王より下賜金が出された。名前の示すように火薬製造用の硝石工場であった建物を四万リーブルをかけて改築、改装し、共同寝室を作り、貧しい女性と二歳から七歳までの捨て子、さらに乞食の夫婦を収容した。一六八四年にメゾン・ド・フォルス（監獄）という特別区域が作られ、刑事裁判で禁錮重労働の刑を課せられた者が、ここに収容されたが、王令、行政手段、警察によつて投獄された者は、特に厳しい強制労働をさせられた。また同年の法令で、父母または夫の訴えによつて収容された娘や妻は、娼婦、犯罪者と同じ規則を適用されることになつたが、更生の機会をあたえるために収容区域は異なつた。一七八〇年には季節のよくない時に病院への移送はよくなつて、病棟が建てられた。しかし、革命前年の一七八八年に八千名の収容者を教え、「むしろ死なせた方が彼らにとって幸せであろう」という悲惨な状況が、革命中ロシュフコリ・リヤンクールとカミュの報告書で述べられている。

最も悲惨だったのは（女の）狂人たちで、回復の見込みなしと診断されば、光と空気だけがわずかな扉から入るだけの独房に鎖でつながれていた。セーヌ川の冬の増水期には、下水道から大きな野ネズミが監房にはいり、弱い者たちは、ネズミにかまれて死亡することさえ起つた。

このような状態がようやく改善されたのは、犯罪者や

娼婦たちを別の施設へ移し、子供たちは孤児院へ、夫婦はブチット・メゾンへとそれぞれ収容先を変えてからであつた。収容者は半数の四千人となり狂人の処遇も改善され、一八二三年に老齢の貧窮者と精神病患者を収容する老女教済院と改称された。

③ Lieutenant criminel à Paris. (パリ刑事代理官)

一一一七年民事代理官 (lieutenant civil) と同時にパリに設置され、国王代理官 (prévôt de Paris) の下の代理人官の一つとして、シャトレで職務を執行した。王権は一四九三年にブレヴォーから刑事代理官の任免権をとり上げ、一六世紀には売官となり、一六八四年では二〇万リーブルであった。一六七〇年の王令で、刑事案件の予審と、七人の評定官とともにパリのブレヴォー区のすべての犯罪に対する終審判決を下す権限があたえられた。各地方の裁判管区でもパリと同じく、刑事代理官が設置され、裁判に関する全権を保持しようとする国王総代理官としばしば争いを起した。このボストへの就任可能年令は、管轄区によつて二七歳または三〇歳とされた。

刑事代理官は、民事代理官、特別代理官と同じく赤い法服を着用したが、これは短服を着用した刑事代理官 (lieutenant criminel de robe courte) から区別するものであった。この短服の刑事代理官は、本来は軍職で、放火、不敬罪、通貨偽造、辻強盜、暴動などの犯罪を扱い、すべての現行犯逮捕にあたる巡回隊も指揮した。このボストは一五二六年フランソワ一世の王令で設置され、高等法院の承認後、売官となつたが、一六世紀末には刑事

部で発言権を持つようになった。一七八三年からいのボ

ストが消滅した大革命の開始までは、シャトレ裁判所で

の裁判権を失い、単なる治安維持のための警察官僚に格

下げされた。

④ AGUESSEAU, Henri-François D' (1668-1751) フランス革命前の大法官。当時、司法職にあつた国家の最重要人物の一人。リヨーンに生まれ、パリに死す。一七

四六年に、百科事典の刊行の認可に署名し、合理主義者

および人道主義者の側面も有する。法律家としての多く

の著述（贈与契約に関する彼の Grandes Ordonnances

（一七三一）、遺言（一七三五）、立法の統一および明確化のための膨大な草案、ならびに慣習を成文法に代替するための多くの草案など）から、民法典の先駆者であるとも言われる。一七五〇年、すべての職務を辞任して

る。

⑤ BOUHIER, Jean (1673-1746) フランスの司法官およ

び博学の人。ル・マニエ・ド・サロンを同地に死す。ディジ

ヨン高等法院の部長評定官であった彼は、サロンを主宰し、有名な図書館を有していた。国王の命令により、フ

ランスで発行されるすべての著書が彼に送付されることとされていた。一七二七年、ラ・ス・アカデミーの会員となる。

⑥ 訴訟前、あるいは訴訟の過程において、訴訟当事者間における協議によって解決することをいう。訴訟当事者は、自主的に紛争を解決する権能をもつ、国家による強制的紛争解決権能に優位するという考え方を立脚する

（江藤介泰、フランス民事訴訟法研究、日本評論社、一九八八年、一七〇—七一頁参照）。

⑦ amiable composition: 「*梃にのみ*のではなく衡平によつて、通常の規定に従うるとなく判断をなす権限を当事者から与えられ」仲裁をおこなう」とをいう（中村絢一・新倉修・今関源成監訳、『フランス法律用語辞典』、三省堂、一九九六年、一一二頁）Amiable compositeur の項目参照）

⑧ Henry Grégoire (一七五〇—一八三一) パロワ市の立憲派司教、立憲議会議員、国民公会議員。（フランス大革命）マチュー著者（一九九五年）市原豊太訳）

⑨ Léonard Bourdon (一七五四—一八〇七) 政治家、国民公会議員。ブルーバル派革命党員であり、シロノム党員。ローブ・スル・ブルーに對して敵意を抱く。熱月（共和暦の第一一月）には、山岳党的指導者たちを逮捕する者の一人となる。

補注 原注(∞)関連

— Lieutenant général de police. (警察代理官)

初期急務やあつたパリの治安維持をはかるため、かつての民事代理官の職務の一部を移譲して創設された。一

六六七年コルベールが招集した治安會議で立案され、同年三月のルティで初代の代理官はニコラ・ム・ルニ（一六六七—九七）に決められた。ルイ十四世の治世では代理官を務めたのは、レミとダルジャソノンの二人だけ

であった。ブレヴォの下の地位ではあったが、秘密をにぎった王の腹心の官吏として、大臣クラスのポストであり、「ペリ担当大臣」とも呼ばれ、ルイ十四世はしばしばさし向いで話した。パリのすべての治安、行政を司り、八〇〇人の監視人とスパイを使って、教会にも介入し、家庭内での宗教行事の励行をも監視した。また地下出版物の取締りにあたり、シャトレで裁判を行う司法官でもあつた。

11 ダルジャンソン (Voyer-D'Argenson, Marc-René de) (一六五二—一七二一)

一六五二年、ヴェニスに生まれる。父は当時ヴェニス駐在大使であった。洗礼の時、ヴェニス共和国は代母をつとめ、聖マルコ騎士の称号を贈つた。一六七九年、アングレームバイイ管区の総代理官となる。コーマルタンの世話を時の大法官となるボンシャルトランと近づきになり、コーマルタンの妹を妻とする。この結婚を認めたポンシャルトランの庇護により、世に出るために絶対不可欠であった調査官の職を一六九五年に貰いとることができた。またポンシャルトランの後盾で一六九七年初代レニの後を継いで二代目のパリ警察代理官となる。このポストの眞の設立者はダルジャンソンだと言われているが、その成功の秘訣は、迅速な彼の行動力と騒ぎを大きくさせない精密性にあつた。ヴォルテールは、生まれと能力からいえば、このポストは、決してふさわしいとはいえないものの、生涯の終りに就任した大臣職よりはるかに功績は顕著だといつてゐる。軍職に

就いても立派に勤めたであろうから、ヨーロッパで唯一フランスのみが、旧貴族と法服貴族が職を分かれもつことができた顕著な例だとも指摘している。

ダルジャンソンは二年間警察代理官の職にあつた。ルイ十四世時代に王からボールロワイヤル・デシャンの

修道院の解散、閉鎖をもかけられ、それを実行したため多くの中傷、誹謗を受けることになった。オルレアノン公のもとでも、公の若年時代の失敗のもみ消しを権威を傷つけることなく行なつたので、攝政になつた後も、

彼の忠勤にむくいるため代理官の職を解かなかつた。顧問会議では、内政会議の一員として参加、一七一八年財務委員会議長と国璽尚書となり、高等法院と対立するオルレアン公との間に立つて、一種のクレデターともいえ

る一七一八年八月二六日のチュイルリの親臨法廷をするに六十才であったが、精力的に強固な意志で乗りきつた。一七一九年聖ルイ勲章を受け、大法官となり、ルイ一四

世晩年からの社会的混亂を収めるための政策を積極的に進めたことは、フォントネルの述べているところである。ローシステムの危険性について警告を発したが、世論の支持をえられず、一七二〇年財務顧問会議長を自ら辞任。

オルレアン公の信任は失わず治安の責任者として国璽尚書の地位はしばらく続けたが、同年これも辞任し、再びダゲッソーが後任となる。自邸に引退し、一七二一年三月八日死す。ローシステムの崩壊による大混亂の責任の一端はダルジャンソンにありとする民衆の騒ぎを警戒し、一家の墓のあるサンニコラ・ド・シャルドネ教会まで、

二人の息子は葬列を組むことができなかつた。一七一六年から科学アカデミー名誉会員、また同一八年アカデミー・フランセーズ会員。よき趣味と風雅の才人と、フォントネルは讀書をよせている。

ヴォルテールは『ルイ一四世の世紀』でページをさき、一篇の短い詩をダルジャンソンにささげた。年間三〇万フランの収入のある尚書のポストに就任した時は貧しく、辞任した後もわずかの財しか手にしなかつたといわれてゐる。ルイ一四世から王に報告義務のない内密の財産管理を依頼され、これによつて容易に私腹を肥すことができるはずだったが、死の際に彼の残した財産の額は、ほんのわずかであつた。王（ルイ一五世）は残された三人の子供たちに年金をあたえることを考えたといわれる。

ローヌステムの時期には株を所有せず、また投資も加わらなかつたが、これがローと不仲になつた最初の原因だと、息子は回想録の中で述べている。

原注(9) 関連

シャトーブリアンが『墓の彼方からの回想』の執筆に専念するのは、七月革命後政界を引退してからであつた。「コンブルの暮し、星と夜」と題する第三巻第三章には、次のような父の回想が書かれている。「私の父はつなに儀式ばついて……無口で非社交的な氣質であつた。……夏も冬も朝四時に起きた。」……夕食後、家族全員が暖炉のある大きな部屋に集まると、姉とシャトーブリアンの二人は部屋の隅で、小声で二、三言葉を交わしたが、父が近づいてくると口をつぐんだ。父から『何を話

していたんだ』と言われると、恐怖に捕われた二人の子どもは何も答えることができなかつた。父が寝室に向つて出てゆくと、「まじないが碎かれた。母と姉と私は、立像に変形させられていたが、三人は生の機能を取り戻した。魔法がとけた最初の効果は言葉の横溢によつて表れた。もし沈黙がわれわれを制圧していたら、今に目に物見せたことであろう。」

次の第四章では、家族や召使い達を自分から隔離し、それぞれに室をあたえていた父の意向で、張出し式の小塔、シャトーブリアンのいう「幽靈の出る」という天守閣の一室に住まわせられたことが書かれている。「父は私を死人と一緒に寝かせていたのかも知れない。」

『父の死』と題する第四巻第五章では、父の死の報に接した折のシャトーブリアンの感懷が書かれている。前巻の幼い頃大広間を雄然と歩いていた父の姿を思い浮べて、心が安まつたこと。この当時ベルリン大使であつた自分のことを剣ではなくペンでベルリンを征服したことには、一つの堕落としか父は認めなかつたろう。ブルターニュ人としての父は、政治的には反王権のフロンド派であり、反イスラム主義者であつた。もつとも、外にあらわれた厳しい專制的な態度と、息子の生き方には賛成なかつたとはいゝ、それでも自分のことをやさしく愛してくれていたのではないかと、シャトーブリアンは言う。歴戦の将でプロテスタントの大弾圧者であつたモンリック元帥が息子を亡くした時の回想録を引用しながら、シャトーブリアンは父の愛について語る。「これ以後、私

には主人がいなくなり、自分の運命を自由に決めることができた。しかし、この自由を私は恐れた。……父の死とともに私の生涯の第一幕が終るうとしていた。父とう中心は空虚になり、そのことで私はあたかも、見捨てられ、孤独を感じることができるようになつたかのように、父という中心をなつかしんだ。」

(代表＝江藤介泰、会員＝瓜生洋一、荻原貞正、貴田晃、白石裕子)